

監査告示第13号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果
(令和7年8月25日付け公表)に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和7年9月22日

南陽市監査委員 青 木 勲
南陽市監査委員 板 垣 致 江 子

商 第394号
令和7年9月4日

南陽市監査委員 殿

商工観光課長

財政援助団体等監査における措置結果について（報告）

令和7年8月25日付け監第84号で通知がありました、改善措置を講ずることが望ましいと認められる事項につきましては、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事項	（１）赤湯温泉旅館協同組合が収入する赤湯温泉観光センターの夜間（午後４時から午後９時）の休憩室使用料を市長の承認を得ずに１，１００円から８８０円に変更していました。必要な手続きをとるとともに、同様のことが起きないように再発防止措置を講じてください。
措置状況	区分 ：措置済み
	経過状況または結果 赤湯温泉観光センターの開館時間については、平成２５年頃から開館時間を８時に早めるなど、よりお客様に利用していただけるよう時間の見直しを行ってきていた。現在の開館時間は９時～２０時となっており、時間の変更については市からの承認を得ていたが、休憩室利用料金の変更の承認手続きが抜けていたため、料金改定についても文書を提出してもらい承認を行った。 今後は、条例に基づき、時間と利用料金の変更がある場合は事前に書面にて市から承認を得るように旅館組合に指導しました。

商 第394号
令和7年9月4日

南陽市監査委員 殿

商工観光課長

財政援助団体等監査における措置結果について（報告）

令和7年8月25日付け監第84号で通知がありました、改善措置を講ずることが望ましいと認められる事項につきましては、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事項	（2）温泉旅館誘客推進事業補助金の交付先である赤湯温泉旅館協同組合（以下、旅館組合という）は、事業費配分及び事業内容の変更を行いましたが、交付決定時に付された条件の手続きを行わず実績報告をしています。同様のことが起きないように再発防止措置を講じてください。
措置状況	区分 ：措置済み
	経過状況または結果 補助金申請時に事業実施予定としていた「インフルエンサー等との連携したPR物製作」事業が、インフルエンサーとの調整がつかず事業を行うことができない状況となったが、旅館組合からは口頭での説明のみで実績報告での確認となった。 旅館組合へ補助金事業内容に変更がある場合は、規則に基づき書面で事前に変更の承認を市から受けるよう指導した。